

# 積立NISAについて

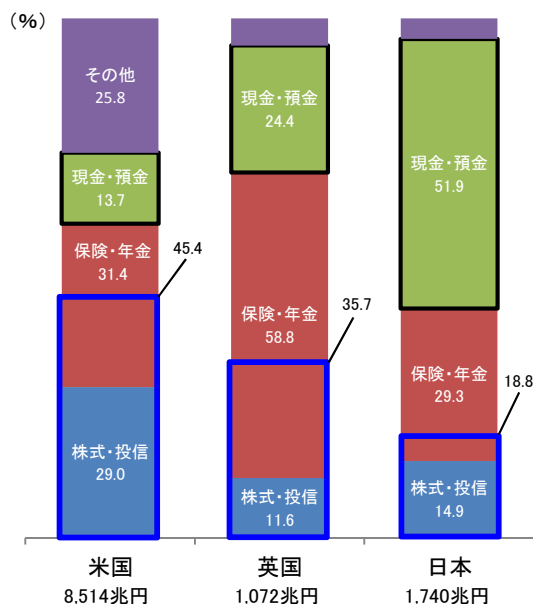
金融庁  
平成29年4月



# 経済の持続的成長に資するより良い資金の流れ

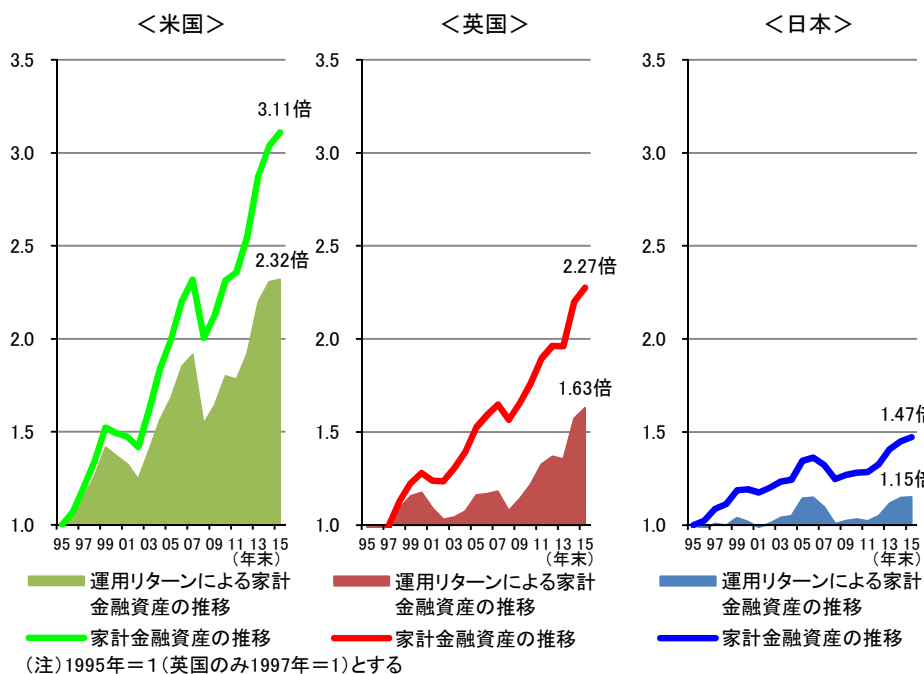
- 我が国の家計金融資産(約1,700兆円)の52%(約900兆円)が現預金。  
米英に比べ株式・投信等の割合が低く、家計金融資産の伸びは低い水準(運用による増加に大きな差)。
- 近年の推移を見ても、我が国における現預金優位の状況は大きく変わっていない。  
⇒ 約900兆円の現預金が投資に移行していけば、
  - 中長期的に安定的なリターンの実現を通じて、家計の金融資産が増加
  - 国内株式市場への資金流入、外為市場における外貨買い需要が継続的に発生し、株式市場・為替市場の安定にも資するとともに、健全な成長資金の供給へ

各国の家計金融資産構成比

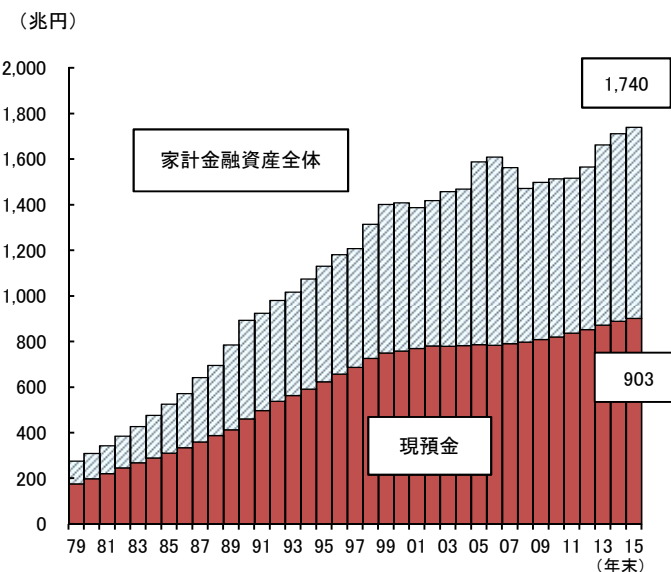


□ の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

各国の家計金融資産の推移

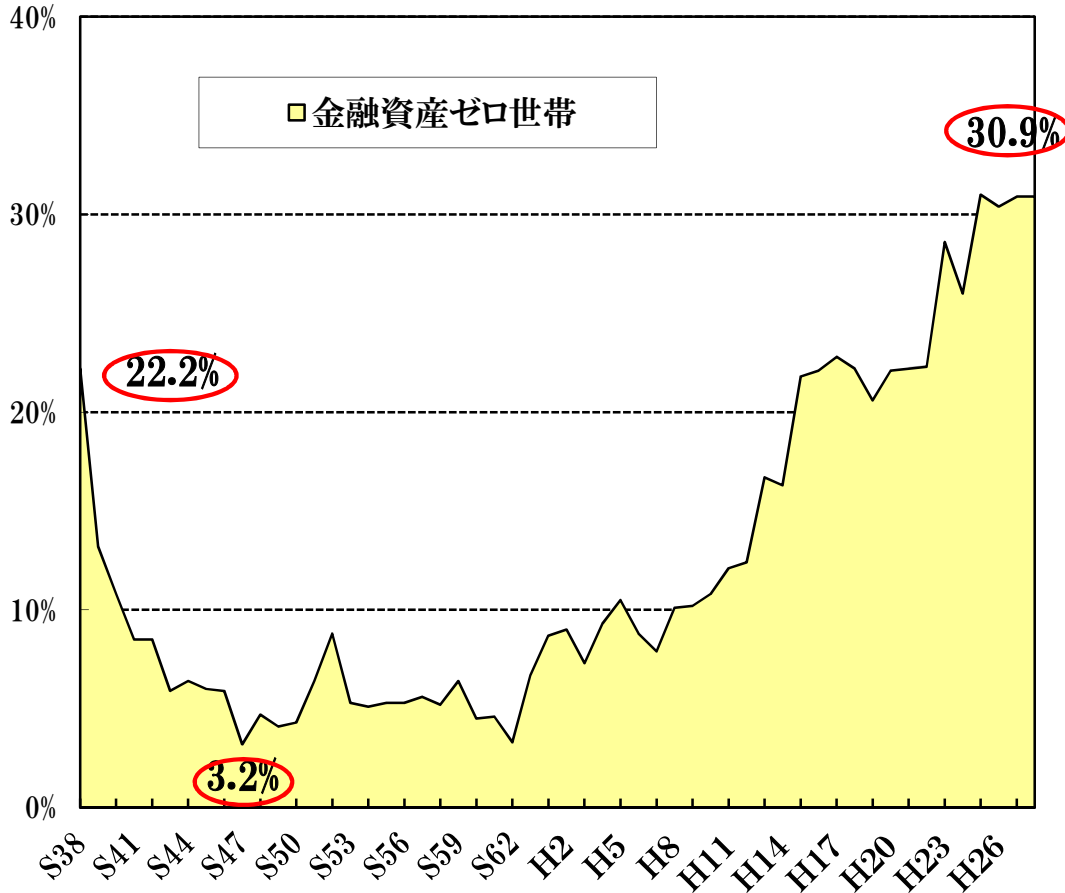


我が国の家計金融資産の推移

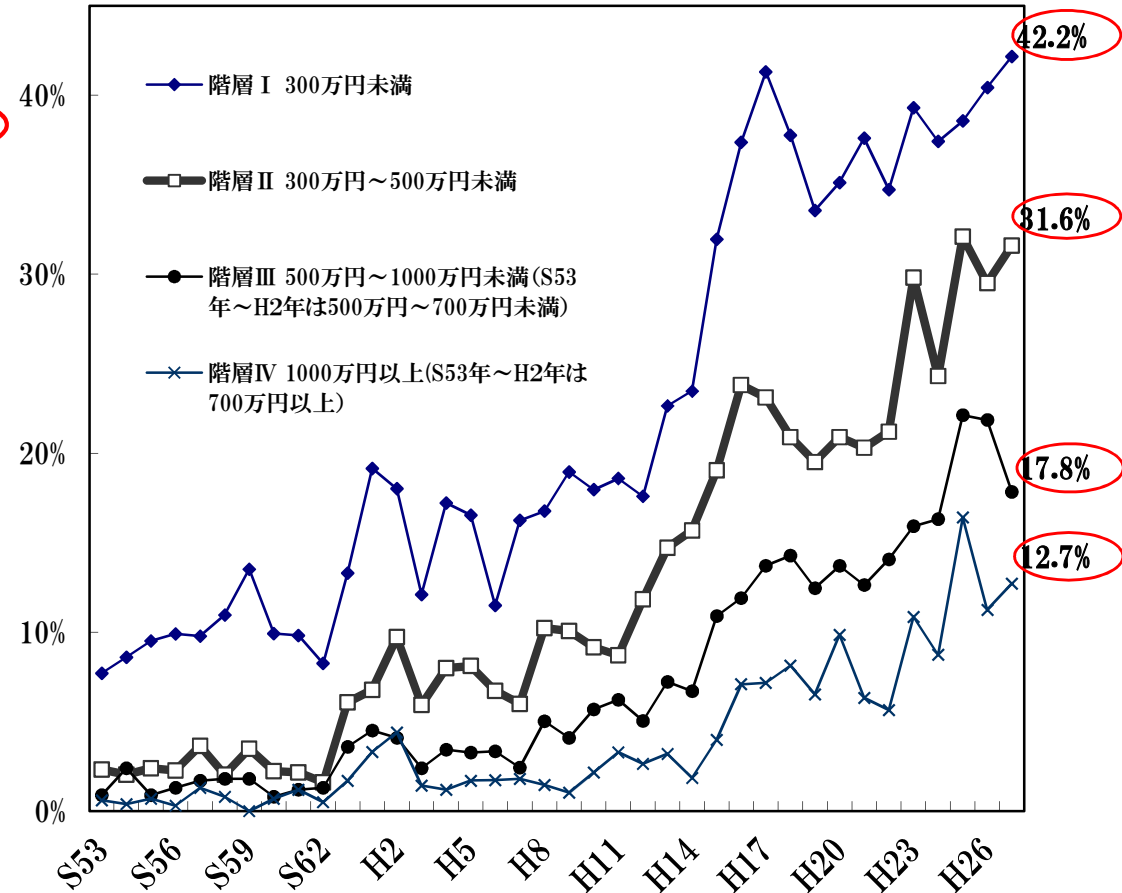


# 有価証券・定期預金等による資産形成をしていない世帯は3世帯に1世帯

## 金融資産ゼロ世帯の推移



## 収入階層別の金融資産ゼロ世帯比率



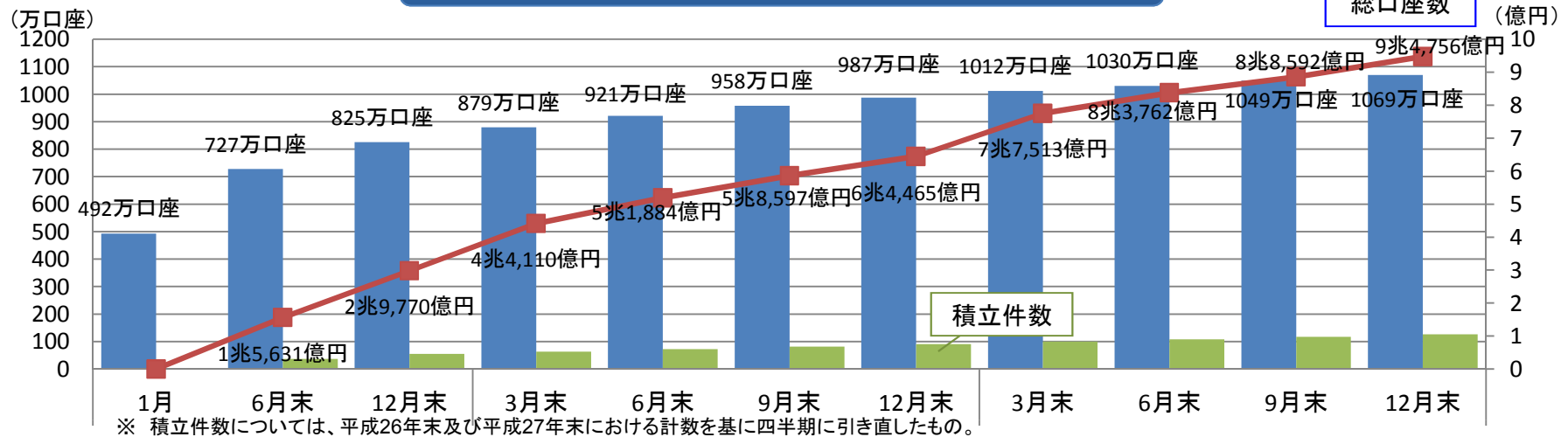
(注) 金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)  
調査数は8000世帯(世帯主20歳以上、かつ世帯員2名以上、なお家族構成は平均世帯人数3.2人)

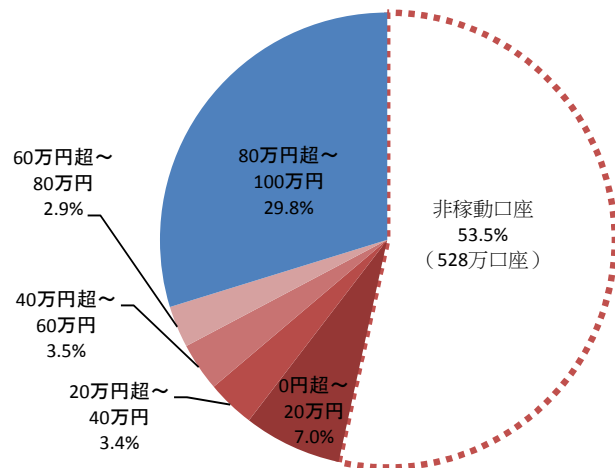
# 現行NISAの現状

- 現行NISAは着実に普及。ただし、積立による利用は、総口座数の1割以下。
  - また、非稼働口座(一度も買付けが行われていない口座)が全体の50%以上。
- ⇒ 少額からの積立投資が十分浸透していない。

NISA口座開設数・買付額の推移(28年12月末時点(速報値))

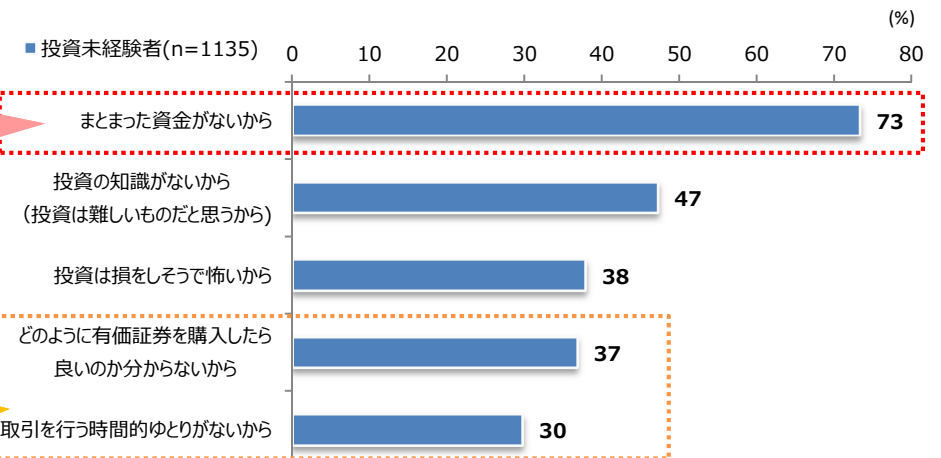


NISA口座の使用状況



投資は資産形成に必要だと思うが投資を行わない理由

少額投資  
を知らない



積立投資  
を知らない

# 家計の資産形成の促進に向けた取組み

## I 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

- 今後、「原則」の定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していく必要
- ⇒ 金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、実質を伴う形での定着に向けた取組みを推進

## II 実践的な投資教育の推進

- 家計には、実践的な投資知識(長期・積立・分散投資の有効性など)を身に付けてもらう必要
- ⇒ 投資初心者をはじめとする家計向けの実践的な投資教材を作成し、活用を推進

## III 積立NISAの創設

- 家計による少額からの長期・積立・分散投資を税制面から促進
- ⇒ 積立NISAを創設(平成30年1月～)。対象商品についても長期・積立・分散投資に資する投資信託に限定

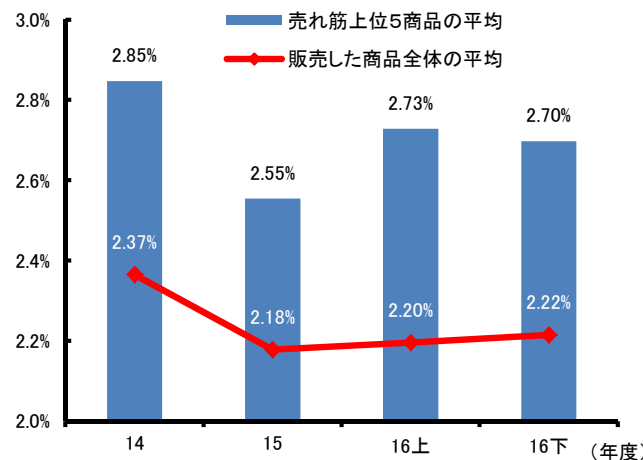
### 残高上位投資信託の日米比較

日米の投資信託の残高上位5本を比較すると以下のとおり

	規模(純資産)の平均 (兆円)	販売手数料	信託報酬(年率)	収益率(年率)
		平均(税抜き)		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

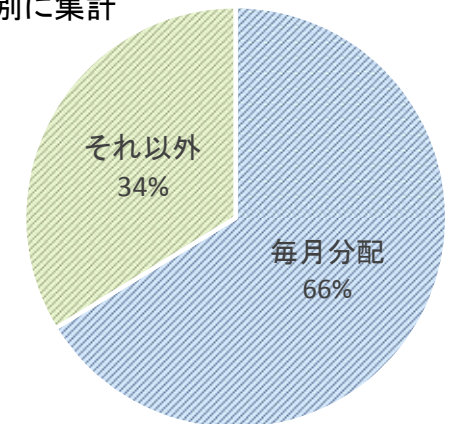
### 投信の平均販売手数料の推移

主要行等8行及び地域銀行10行、証券会社大手5社へのヒアリングベース



### 販売上位投信に毎月分配型の占める割合

主要行等8行及び地域銀行10行、証券会社大手5社での売れ筋投信のトップ5本を分配頻度別に集計



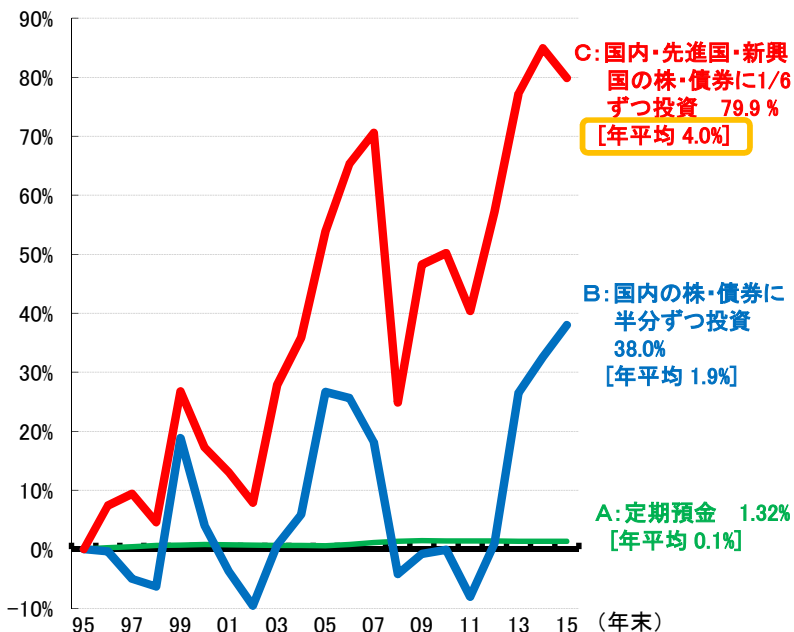
# 実践的な投資教育(積立・分散投資の有効性)

■ 国民が安定的な資産形成を行うためには、**長期の積立・分散投資**が有効。

- **投資対象をグローバルに分散**させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能。
- **投資時期の分散**(積立投資)により、高値掴み等のリスクを軽減することが可能。
- **長期で保有**することにより、投資リターンの安定化が可能。

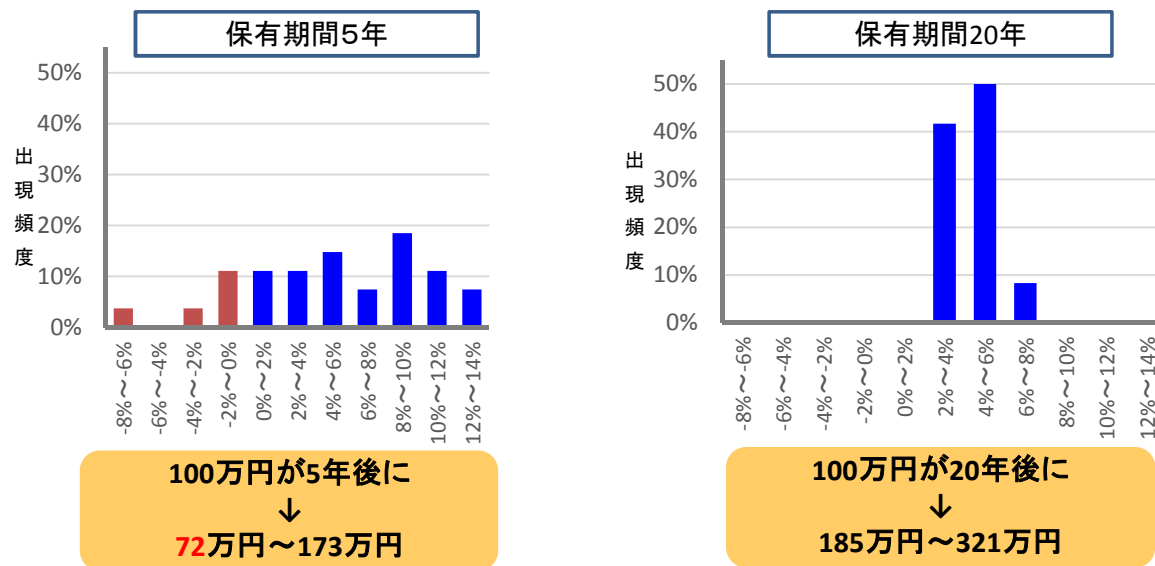
⇒ 「長期投資に適した商品を積立投資を通じて、長期で保有することの有効性」を認識してもらうことが重要。

長期・積立・分散投資の効果(実績)



国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布

20年の保有期間では、投資収益率2~8%(年率)に収斂。

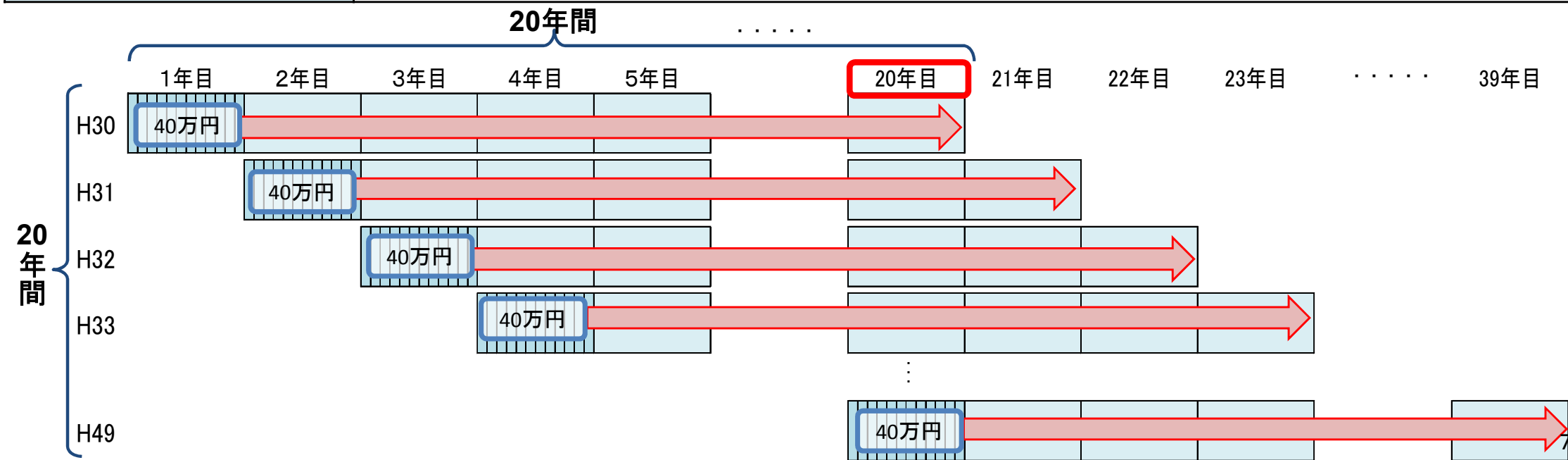


(注)各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。  
株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。  
債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(注)1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

# 積立NISAの概要

非課税投資枠等	年間投資上限額: <b>40万円</b> 、非課税保有期間: <b>20年間</b> 、投資可能期間: 平成30年～49年 ( <b>20年間</b> )
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託で以下の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること</li> <li>○ 分配頻度が毎月でないこと</li> <li>○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと</li> <li>○ 告示で定める要件を満たしていること (別紙)</li> </ul>
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと <b>選択</b> して適用可能
受付・購入	受付開始: 平成29年10月1日、買付開始: 平成30年1月1日



公募株式  
投資信託

指定インデックス  
投資信託

指定されたインデックスに連動する一定の投資信託

指定インデックス投資信託以外の投資信託

定量的な実績が認められる一定の投資信託

ETF

指定されたインデックスに連動する一定のETF



# 積立NISAの対象商品の要件①(指定インデックス投資信託)

## 指定インデックス投資信託の要件

- 政令の要件
- 信託契約期間が無期限又は20年以上であること
  - 分配頻度が毎月でないこと
  - ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

上記の政令の要件に加え、以下の要件を満たすことが必要  
＜共通要件＞

以下の要件を全て満たすこと

- ・ 告示において**指定されたインデックス**に連動していること（別表）
- ・ 主たる投資の対象資産に株式を含むこと
- ・ 販売手数料：**ノーロード**（注1）
- ・ 受益者ごとの信託報酬等の概算値が通知されること
- ・ **金融庁へ届出**がされていること

①国内資産を対象とするもの

- ・ 信託報酬：**0.5%以下**（税抜き）（注2）

②海外資産を対象とするもの

- ・ 信託報酬：**0.75%以下**（税抜き）（注2）

例) 国内外の株式・債券等に分散してインデックス投資をするもの  
(バランス型投信)

日経225等にインデックス投資をするもの

(注1)解約手数料、口座管理手数料についてもゼロであること。信託財産留保額の有無については、対象商品の要件とはしない。

(注2)ファンド・オブ・ファンズにおける投資対象ファンドの信託報酬を含む。

# 積立NISAの対象商品の要件②(アクティブ運用投資信託等)

## 指定インデックス投資信託以外の投資信託の要件

- 政令の要件
- 信託契約期間が無期限又は20年以上であること
  - 分配頻度が毎月でないこと
  - ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

上記の政令の要件に加え、以下の要件を満たすことが必要  
<共通要件>

以下の要件を全て満たすこと

- ・ 純資産額が、**50億円以上**
- ・ 信託設定以降、**5年以上経過**
- ・ 信託の計算期間のうち、資金流入超の回数が**2/3以上**であること
- ・ 主たる投資の対象資産に株式を含むこと
- ・ 販売手数料：**ノーロード** (注1)
- ・ 受益者ごとの信託報酬等の概算値が通知されること
- ・ **金融庁へ届出**がされていること

①国内資産を対象とするもの

- ・ 信託報酬：**1%以下** (税抜き) (注2)

②海外資産を対象とするもの

- ・ 信託報酬：**1.5%以下** (税抜き) (注2)

(注1)解約手数料、口座管理手数料についてもゼロであること。信託財産留保額の有無については、対象商品の要件とはしない。

(注2)ファンド・オブ・ファンズにおける投資対象ファンドの信託報酬を含む。

# 積立NISAの対象商品の要件③(ETF)

## ETFの要件

- 政令の要件
- 信託契約期間が無期限又は20年以上であること
  - 分配頻度が毎月でないこと
  - ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

上記の政令の要件に加え、以下の要件を満たすことが必要

### <共通要件>

以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 告示において**指定されたインデックス**に連動していること（別表）
- ・ 主たる投資の対象資産に株式を含むこと
- ・ 最低取引単位が**1,000円以下**
- ・ 販売手数料：**1.25%以下**（注）
- ・ 受益者ごとの信託報酬等の概算値が通知されること
- ・ **金融庁へ届出**がされていること

### ①国内取引所に上場しているもの

- ・ 円滑な流通のための措置が講じられているとして**取引所が指定**するもの
- ・ 信託報酬：**0.25%以下**（税抜き）

### ②外国取引所に上場しているもの

- ・ 資産残高が**1兆円以上**
- ・ 信託報酬：**0.25%以下**（税抜き）

（注）口座管理手数料についてもゼロ。

# 積立NISAの対象とする指数一覧

(別表)

		日本	全世界	先進国	新興国
株式	単品でも組成可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TOPIX</li> <li>• 日経225</li> <li>• JPX日経400</li> <li>• MSCI Japan Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI ACWI Index</li> <li>• FTSE Global All Cap Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FTSE Developed Index</li> <li>• FTSE Developed All Cap Index</li> <li>• S&amp;P 500</li> <li>• CRSP U.S. Total Market Index</li> <li>• MSCI World Index</li> <li>• MSCI World IMI Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI Emerging Markets Index</li> <li>• FTSE Emerging Index</li> <li>• FTSE RAFI Emerging Index</li> </ul>
	組合せでのみ組成可能 (株式指数は必須)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI Europe Index</li> <li>• FTSE Developed Europe All Cap Index</li> <li>• Stoxx Europe 600</li> <li>• MSCI Pacific Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI AC Asia pacific Index</li> </ul>
債券		<ul style="list-style-type: none"> <li>• NOMURA-BPI総合</li> <li>• DBI総合</li> <li>• NOMURA-BPI国債</li> <li>• Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Citi-group World Government Bond Index</li> <li>• Barclays Capital Global Treasury</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index</li> <li>• Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index</li> <li>• Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JP Morgan GBI EM Global Diversified</li> <li>• JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus</li> </ul>
不動産投信		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東証REIT指数</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• S&amp;P先進国REIT指数</li> <li>• S&amp;P米国REIT指数</li> <li>• S&amp;P欧州REIT指数</li> <li>• FTSE NAREIT 1クイティREIT インデックス</li> </ul>	—

(注) 各指数は、配当を含めるか否かの別、為替ヘッジの有無の別若しくは特定の一国を除外又は包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合における当該指数を含む。

# 対象商品のイメージ

## 指定インデックス投資信託

## 指定インデックス投資信託以外の投資信託

	国内	内外	海外
株式型 (※)	信託期間/分配頻度/非デリバティブ/手数料 + 主要なインデックスに限定 対象商品		
資産複合型 (※)	対象商品		

	国内	内外	海外
株式型 (※)	信託期間/分配頻度/非デリバティブ/手数料 + 実績要件で絞り込み 対象商品		
資産複合型 (※)	対象商品		

(※) ①株式で運用を行う投資信託及び②株式と債券等の双方を組み合わせる運用を行う投資信託を対象とする。

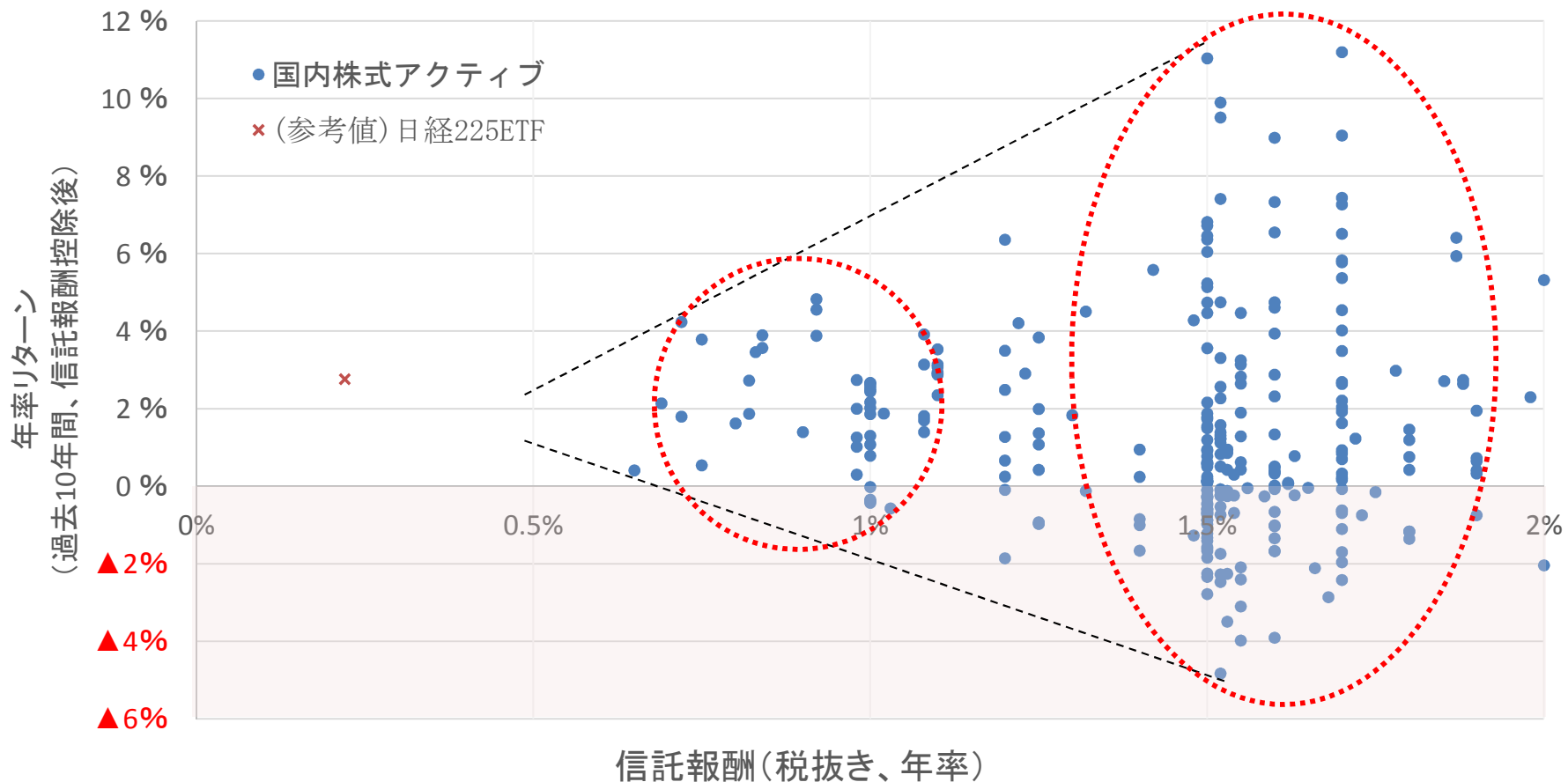
# 積立NISAの対象商品の要件まとめ

			金融庁 への届出 (注1)	対象指数	売買手数料 (税抜)	信託報酬 (税抜)	信託報酬等 の実額通知	その他	
公募株式 投資信託	(1)指定インデックス 投資信託	①国内資産を 対象とするもの	必要	指定 (別表)	ノーロード (注2)	0.5%以下	必要	—	
		②海外資産を 対象とするもの				0.75%以下			
	(2)指定インデックス 投資信託以外の 投資信託 (アクティブ運用投 資信託等)	①国内資産を 対象とするもの		—		1%以下			<ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産額50億円以上</li> <li>・信託開始以降5年経過</li> <li>・信託期間の2/3で資金流入超</li> </ul>
		②海外資産を 対象とするもの		—		1.5%以下			
上場株式 投資信託 (ETF)	国内取引所のETF		必要	指定 (別表)	1.25%以下 (注3)	0.25%以下	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な流通のための措置が 講じられているとして取引所が 指定するもの</li> <li>・最低取引単位1,000円以下 (るいとう)</li> </ul>	
	外国取引所のETF							<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産残高1兆円以上</li> <li>・最低取引単位1,000円以下 (るいとう)</li> </ul>	

(注1)平成29年10月1日から届出開始。(注2)解約手数料(信託財産留保額を除く)、口座管理料についてもゼロ。(注3)口座管理料についてもゼロ。

# 国内株式アクティブ運用投信の信託報酬とリターンの関係

- 日本の国内株式へ投資するアクティブ運用投信の信託報酬とリターンを見ると、リターンのバラツキが大きいもの（ハイリスク・ハイリターン）は、信託報酬が高い傾向。



- (注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投信(確定拠出年金専用は除く。281本)について調べたもの。  
(注2) 信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。  
(注3) 日経225ETFの信託報酬(税抜き、年率)は0.22%で、同じ条件で比較した場合の年率リターン(過去10年間、信託報酬控除後)は**2.76%**。  
(出典) QUICK、Bloombergのデータ(2016年11月末時点)より、金融庁作成

# 積立NISA基準の当てはめ(日米の規模の大きい株式投信比較)

■ 日米における株式を投資対象とする公募投資信託(公社債投資信託等を除く)の純資産額上位10本について、積立NISAの基準を当てはめた結果、

- ・日本の投信上位10本は、積立NISAの**対象となるものはない**
- ・一方で、**米国**の投信上位10本については、うち**8本**が積立NISAの対象となる

## 【日本】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売 手数料	信託 報酬	資金流入 基準 (アクティブ型のみ)	積立NISA 対象
1	国内外株式①	アクティブ型	×	3.78%	1.66%	×	×
2	海外株式① (アジア)	アクティブ型	×	3.24%	1.60%	○	×
3	国内外株式②	アクティブ型	×	3.78%	1.76%	×	×
4	海外株式② (新興国)	アクティブ型	×	3.24%	1.84%	○	×
5	国内外株式③	アクティブ型	×	3.24%	0.95%	×	×
6	国内株式①	アクティブ型	○	3.24%	1.53%	×	×
7	国内外株式④ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.24%	2.20%	×	×
8	国内外株式⑤ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.78%	1.76%	○	×
9	国内外株式⑥ (高配当)	アクティブ型	×	4.32%	1.90%	○	×
10	国内株式②	アクティブ型	×	3.24%	1.65%	×	×

(出典)QUICK、野村総合研究所のデータを基に金融庁作成

## 【米国】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売 手数料	信託 報酬	資金流入 基準 (アクティブ型のみ)	積立NISA 対象
1	米国株式①	インデックス型	○	—	0.15%	—	◎
2	米国株式②	インデックス型	○	—	0.04%	—	◎
3	国内外株式①	インデックス型	○	—	0.18%	—	◎
4	米国株式③	インデックス型	○	—	0.14%	—	◎
5	米国株式④	アクティブ型	○	—	1.46%	○	×
6	海外株式	アクティブ型	○	—	1.62%	○	×
7	米国株式⑤	アクティブ型	○	—	0.68%	○	◎
8	国内外株式②	アクティブ型	○	—	1.40%	○	◎
9	国内外株式③	アクティブ型	○	—	1.36%	○	◎
10	米国株⑥	インデックス型	○	—	0.10%	—	◎

(出典)モーニングスター、Bloombergのデータを基に金融庁作成

(注)販売手数料は、ノーロード又はクラスC(購入後1年以内に売却しなければゼロ)のものを記載。信託報酬は、その場合に適用されるものを記載。



# 現行NISAと積立NISA

## 現行NISA

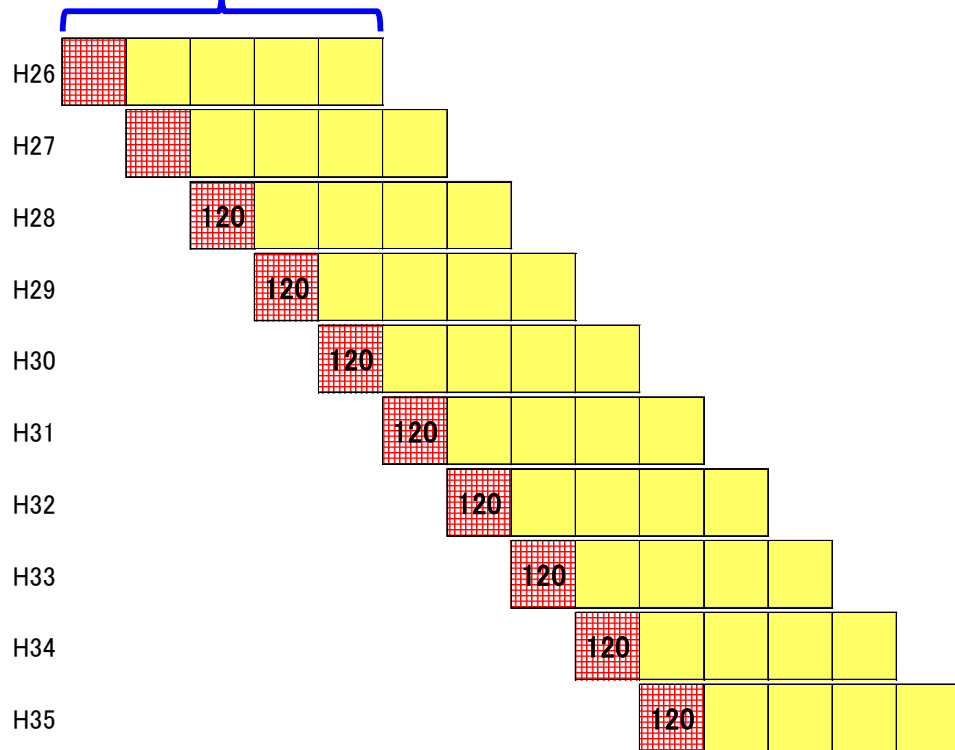
- ・年間投資上限: **120万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間: **5年間**
- ・非課税枠: **600万円** (120万円 × 5年)

いずれか  
選択制

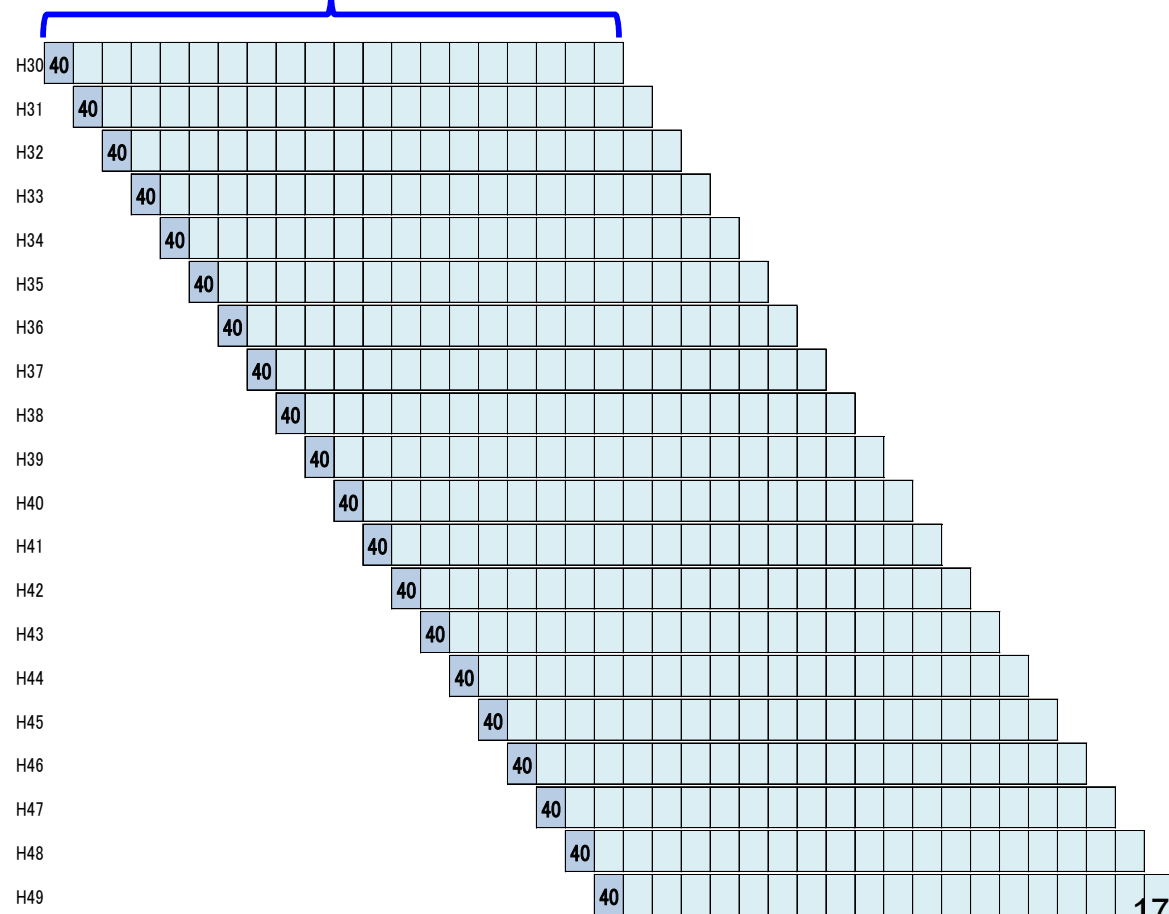
## 積立NISA

- ・年間投資上限: **40万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間: **20年間**
- ・非課税枠: **800万円** (40万円 × 20年)

5年間



20年間



# iDeCoと積立NISA

	iDeCo（平成29年1月～）				積立NISA（平成30年1月～）
対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者
年間拠出額	81.6万円	27.6万円	14.4万円 (※1)	14.4万円	40万円
非課税期間	制限なし				20年間
投資可能商品	投資信託・保険商品 公社債・預貯金など				長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託で租特令・告示の要件を満たすもの
払出し制限	60歳まで（例外あり※2）				なし
税制上の メリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等				運用益が非課税

※1 企業年金等に加入していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。

※2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

# 「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書 (平成29年3月30日公表) 抜粋

## 2. 積立NISAの対象となる投資信託の基準について

### (5) その他

積立NISAに関しても、金融機関の顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)を徹底することが重要であることは言うまでもない。

このため、運用会社においては、積立NISA向けの商品を組成・提供する際、当該商品がなぜ積立NISAに適していると考えられるのか、どのような顧客に適しているか等についての公表を行うことが望まれる。

同様に、販売会社においても、積立NISA向けの商品ラインナップに関し、当該商品をラインナップに組み入れた理由や、どのような顧客に適しているか等についての説明・公表を行うことが望ましい。具体的には、個々の顧客によって、保有する金融資産の状況や顧客自身にとっての積立NISAの位置付けが異なることを踏まえ、預金しか保有していない顧客に対しては、株式主体の投資信託の保有を通じてアセットクラスの分散が可能になることを説明するなど、顧客の金融資産全体のポートフォリオを最適化する観点から、的確な説明を行うことが求められる。また、例えば、将来、一時的に相場の変動が生じたとしても定額積立投資を長期的に継続することの意義等に関して、顧客の認識が深まるよう、説明を行うべきである。